



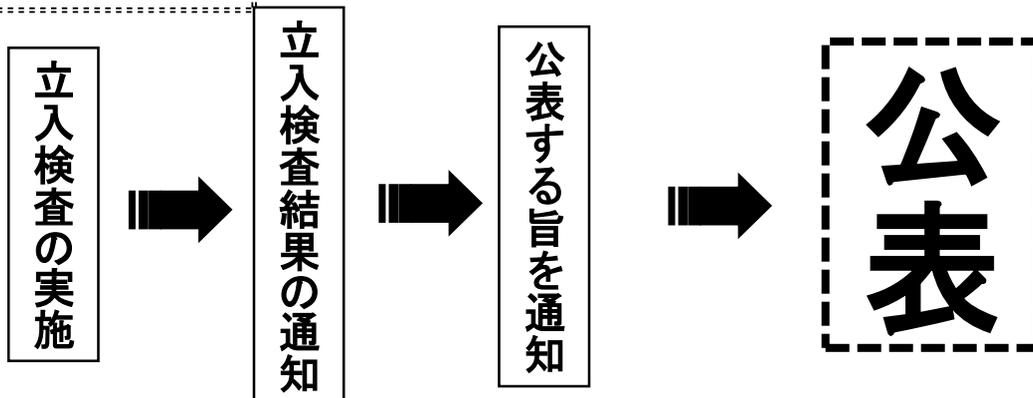
第36号 平成31年4月発行 恵庭市消防本部予防課

平成31年4月1日から違反対象物公表制度が施行されます。

恵庭市内の建物を安心して利用できるよう、平成31年4月1日より違反対象物公表制度を開始します。

この制度は恵庭市内の飲食店、物品販売店、宿泊施設などの不特定多数の方が利用する建物や病院、社会福祉施設などの避難が困難な方が利用する建物の内、屋内消火栓、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備のいずれかが消防法令において設置義務があるにもかかわらず設置していない建物を恵庭市のホームページで公表する制度です。公表するのは建物の名称、所在地、違反の内容です。

公表までの流れ



※立入検査結果の通知から一定期間経過しても、なお公表の対象となる違反が認められる場合

住宅用火災警報器の維持管理について

恵庭市で住宅用火災警報器の設置が義務化になってから10年以上が経過しています。住宅用火災警報器のバッテリーの耐用年数又は寿命は約10年です。

皆さんの住宅の住宅用火災警報器も定期的に点検し、バッテリー切れや機器の不良を見つけたら新しいものに交換し、火災が発生した場合にいち早く気づくことができるようにしましょう。



火災件数について

昨年(平成30年)、恵庭市の火災件数は9件と例年と比べると非常に少ない件数でした。しかし、住宅火災により2名の方が亡くなっています。

住宅火災を防止するために今一度住宅の火の周り(台所や暖房器具、たばこ等)を点検するとともに住宅の周囲には燃えやすいものを置かないようにしましょう。

春の全道火災予防運動実施

「忘れてない サイフにスマホに 火の確認」

全国統一防火標語

期間 4月20日(土)～4月30日(火)

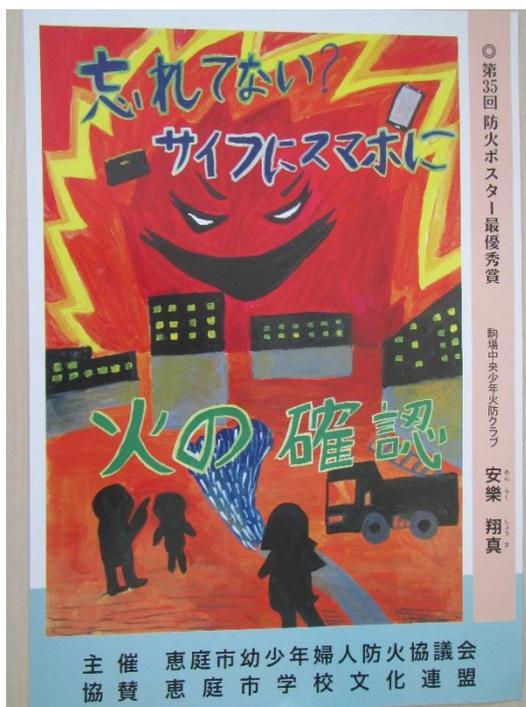
この運動は、火災が発生しやすくなる季節を迎えるにあたり、恵庭市民の防火に関する意識を高めていただくために実施します。ぜひこの機会に防火に関することを見つめ直して、火災の発生を防止し、火災から尊い命と貴重な財産を守りましょう。

また、住宅用火災警報器の更なる普及と高齢者等を中心とする死傷者の発生を減少させることも目指しています。

平成31年度 住宅用火災警報器設置率調査について

市内の住宅用火災警報器の設置状況を把握するため今年も調査を実施いたします。消防職・団員が調査地域に選ばれた地域のお宅に伺い調査を実施いたしますのでご協力お願いいたします。毎年8月頃に各市町村の設置率が総務省消防庁より発表されます。
調査期間 平成31年4月20日～4月30日(春の全道火災予防運動期間中)

第35回防火ポスター 受賞者決定！！



第35回防火ポスター最優秀賞の作品です。ポスターにして市内の大型店舗や公共施設に掲示します。

審査して頂いた恵庭市学校文化連盟からは「大胆な構図で伝えたいことが焦点化されています。赤(迫力)と黒(影)の色づかいが美しく印象的です。」と評価して頂いています。

4月20日(土)～4月30日(火)まで、防火ポスターに応募して頂いた21作品をイトーヨーカードー恵庭店様のご協力により展示します。

恵庭市消防本部予防課

TEL 0123-33-0990

FAX 0123-33-7105